

ドリームダイレクト支店景品規定

ドリームダイレクト支店では、次に該当する商品、サービスをご契約いただいたお客さまに対し、本規定に定める景品を進呈します。

第1条 ジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、送付頻度、枚数

(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証券（以下「宝くじ」といいます。）の種類、送付頻度、枚数は、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
1百万円	ドリームジャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記2種類の宝くじについて 年1回ずつ、各5枚
3百万円	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚
6百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各20枚
9百万円		左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各30枚

(2) 前号で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまに送付します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ送付期間

宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である3年間について送付し、この預金が続続された場合には宝くじの送付も継続します。

5. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、ジャンボ宝くじ付き定期預金に預入れをされているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。

なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

6. 相続発生時の宝くじ

相続の手続が完了するまでの間、当社にて宝くじを保管し、相続手続完了後、当社にお申し出いただいた代表相続人あてに送付します。なお、宝くじの支払期限内に相続手続又は当社所定の送付先変更手続が完了しなかった場合は、保管している宝くじを弊社にて処分します。

第2条 法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金

1. 対象となるお客さま

法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証票の種類、送付頻度、枚数

- (1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）の種類、送付頻度、枚数は、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。

預入金額	宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
500万円毎	ドリームジャンボ宝くじ サマージャンボ宝くじ 年末ジャンボ宝くじ	左記3種類の宝くじについて 年1回ずつ、各10枚

- (2) 前号で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付基準日

所定の宝くじは、次に定める毎年の基準日現在、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金に預入金をされているお客さまに送付します。

宝くじの種類	基準日
ドリームジャンボ宝くじ	4月15日
サマージャンボ宝くじ	6月30日
年末ジャンボ宝くじ	11月15日

4. 宝くじ送付期間

宝くじは、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金の預入期間である1年間について送付し、この預金が継続された場合には宝くじの送付も継続します。

5. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、法人向けジャンボ宝くじ付き定期預金に預入金をされているお客さまの当社への届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、法人名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

第3条 ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金

1. 対象となるお客さま

ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金をご契約のお客さま

2. 景品とする当せん金付証票の種類、枚数

- (1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます。）は、年末ジャンボ宝くじです。

- (2) 宝くじ送付枚数は、ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金の預入金額に応じて、次のとおりとします。なお、宝くじ送付枚数算出にあたっては、米ドル建て外貨定期預金とユーロ建て外貨定期預金の合算は行いません。

宝くじの種類	預入金額	進呈予定の宝くじ
年末ジャンボ宝くじ	5,000米ドル毎	5枚

	5, 000ユーロ毎	5枚
--	------------	----

(3) 前記(1)で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付基準日

所定の宝くじは、毎年11月15日時点でジャンボ宝くじ付き外貨定期預金の預入れをされているお客さまに送付します。

4. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、ジャンボ宝くじ付き外貨定期預金に預入れをされているお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

6. 相続発生時の宝くじ

相続の手続が完了するまでの間、当社にて宝くじを保管し、相続手続完了後、当社にお申し出いただいた代表相続人あてに送付します。なお、宝くじの支払期限内に相続手続又は当社所定の送付先変更手続が完了しなかった場合は、保管している宝くじを弊社にて処分します。

第4条 ジャンボ宝くじ付き年金受取サービス

1. 対象となるお客さま

毎年4月に、当社が公的年金(厚生年金、国民年金、共済年金)と認識できる10万円以上の入金があったお客さま。

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、及び送付枚数は次のとおりとします。

宝くじの種類	進呈予定の宝くじ
ドリームジャンボ宝くじ	5枚

(2) 前項で定めた宝くじ(以下「所定の宝くじ」といいます。)が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、対象となるお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

第5条 SURUGA Visaデビットカード

1. 対象となるお客さま

景品を進呈する時点でSURUGA Visaデビットカード会員であるお客さま

2. 景品とする当せん金付証券の種類、枚数

(1) 景品としてお客さまにお送りする当せん金付証券(以下「宝くじ」といいます。)の種類、及

び送付枚数は、年1回、毎年1月1日から12月31日までの、SURUGA Visaデビットカードのご利用金額（国内・海外ショッピングのご利用金額。海外ATMでの現地通貨お引出しサービス利用分を含みます。）に応じて、次のとおりとなります。

宝くじの種類	ご利用金額	進呈予定の宝くじ
ドリームジャンボ宝くじ	100万円以上200万円未満	10枚

※以降、ご利用金額が100万円増えるごとに、10枚ずつ増加します。

（2）前項で定めた宝くじ（以下「所定の宝くじ」といいます。）が販売されなかった場合、及び所定の宝くじ発売の時期が大幅に変更になった、あるいは所定の宝くじの販売価格が変更になった場合等には、当初見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、又は他の物品を景品とすることができるものとします。

3. 宝くじの送付先

所定の宝くじは、対象となるお客さまの当社へのお届出住所に送付します。なお、お客さまの住所、氏名に変更があったにもかかわらず、当社に対し当社所定の方法で変更の届出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により宝くじが到達しなかった場合、及び宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため宝くじが到達しなかった、又は遅達した場合は、通常到達すべき日に到達したものとみなし、当社は責任を負いません。なお、不着となり返戻された宝くじ等については一定期間経過後に弊社にて処分します。

第6条 景品の確認

1. 宝くじについて

宝くじの発送にあたっては、厳正な管理及び発送枚数の記録をしています。送付された宝くじは、必ず到達後ただちにお客さまご自身で枚数の確認をしてください。万一、枚数が相違していると思われる場合には、宝くじ到達の日を含め5日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社における発送の記録と照合し、対応させていただきます。なお、宝くじ到達後6日目以降は発送の記録との照合及び対応は行いません。なお、宝くじが配達された際にお客さまが不在であったため、宝くじの到達が通常到達すべき日より遅れた場合には、上記枚数確認の電話連絡は通常到達すべき日を基準とし、その日を含め5日以内に行ってください。

2. キャッシュバックについて

キャッシュバックにあたっては、厳正な管理及び記録をしています。キャッシュバック金額は、必ずキャッシュバック直後にお客さまご自身で確認をしてください。

万一、キャッシュバックの内容が相違していると思われる場合には、キャッシュバック日を含め10日以内に当社まで電話にて連絡をしてください。当社におけるキャッシュバックの記録と照合し、対応させていただきます。なお、キャッシュバック後11日目以降は記録との照合及び対応は行いません。

また、キャッシュバック時点でドリームダイレクト支店の口座を解約されている場合にはキャッシュバックの対象とはなりません。

第7条 景品の変更

景品は、その価格変動あるいは経済情勢の変化等により進呈の中止又は景品の変更をすることがあります。

その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

第8条 商品の取扱い中止・変更について

ドリームダイレクト支店の取扱いサービス・商品は、経済情勢の変化等により、取扱いの中止若しくは変更を行うことがあります。その場合は、インターネット上の当社ホームページの当社が指定する箇所に表示します。当社ホームページ掲載以降は変更後の内容にて取扱います。

第9条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、当社諸規定により取扱います。本規定と当社諸規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

第10条 規定の変更について

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合は、民法その他の法令に基づき、当社は変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第11条 休眠預金に関する取扱い

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等に該当することとなり、お客さまの当社に対する預金債権が消滅した場合には、宝くじ等の景品を付与しません。

第12条 免責事項

次の各号の事由により景品の進呈、進呈時期の変更等があっても、これにより生じた損害について、当社はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害、事変等その他不可抗力と認められる事由が生じた場合。
- (2) 通信機器、通信回線又はコンピューター等に障害が生じた場合。

以 上
(2020 年 5 月 29 日現在)